

静岡県入札監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、県が発注する建設工事について、入札及び契約手続の適正な執行を確保するために設置する静岡県入札監視委員会(以下「委員会」という。)に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県が発注した建設工事(以下「公共工事」という。)に関し、入札及び契約手続の運用状況等について、当該工事を発注した部局長(静岡県財務規則(昭和39年3月21日規則第13号)第2条第1号に規定する「部局長」をいう。)、企業局長及びがんセンター局長(以下「部局長等」という。)から報告を受けること。
- (2) 公共工事のうち委員会が抽出したのものに関し、入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 公共工事(地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用対象となる工事を除く。)に係る入札及び契約手続に関する再苦情について審議を行い、結果を報告すること。
- (4) 委員会が審議のため抽出したものの内、入札結果に疑義があるとして調査を指示すること。委員会が調査を指示した事案(以下「要調査事案」という。)及び委員会の審査過程において、入札結果に疑義があるとして取り上げた事例に類似する入札結果(以下「類似事例」という。)について、調査結果の報告を受けること。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員6人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。
- 8 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
- 4 第2条第1号及び第2号並びに第4号の事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、

原則として6か月に1回開催する。

- 5 第2条第3号の事務に関する会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 会議は、非公開とする。

（抽出の委任）

- 第5条** 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務をあらかじめ指名した委員に委任することができる。
- 2 前項の委任を受けた委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

（意見の具申又は勧告）

- 第6条** 委員会は、第2条第1号又は第2号又は第4号の事務に関し改善すべき事項等があると認めるときは、部局長等に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

（再苦情処理）

- 第7条** 委員会は、第2条第3号の事務に関し、知事、企業局長又はがんセンター局長（以下「知事等」という。）から再苦情についての審議の依頼があったときは、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。
- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、その結果を知事等に報告しなければならない。
 - 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日の翌日から起算して50日以内に行わなければならない。
 - 4 やむを得ない事情により第1項の会議を開催することができない場合は、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。
 - 5 前項の措置を講じた場合には、委員長は、その結果を直近の会議において委員会に報告しなければならない。

（委員の除斥）

- 第8条** 委員は、第2条第2号又は第3号又は第4号の事務に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある審議に加わることができない。

（委員の守秘義務）

- 第9条** 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員会の庶務）

- 第10条** 委員会の庶務は、交通基盤部建設経済局建設業課において処理する。

（委任）

- 第11条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。